

定 款

日本たばこ産業株式会社

日本たばこ産業株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 本会社は、日本たばこ産業株式会社法により設立し、日本たばこ産業株式会社と称する。

2 前項の商号は、英文では J A P A N T O B A C C O I N C . とする。

(目的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業
- (2) 肥料、農薬、農業資材及び園芸用品の製造及び販売の事業、並びに種苗及び園芸植物の生産及び販売の事業
- (3) スポーツ施設、宿泊施設及び飲食店の経営
- (4) 倉庫業
- (5) 不動産の賃貸、売買及びその仲介並びに鑑定及び管理業
- (6) 土木・建築工事の設計、施工、監理及び請負業
- (7) 喫煙具類の製造及び販売の事業、並びにたばこ意匠を活用した衣料品、日用雑貨品の加工及び販売の事業
- (8) 清涼飲料水、菓子及び調味料等の製造及び販売の事業、並びに調理食品の加工及び販売の事業
- (9) 製造たばこ製造用機械器具、自動販売機、精密機械器具及び一般産業用機械器具の製造及び販売の事業
- (10) 動産の賃貸業
- (11) 製造たばこ、食料品及び農業資材等の設備にかかるエンジニアリング事業
- (12) 医薬品、医薬部外品及び香料の製造及び販売の事業
- (13) 印刷事業
- (14) 前各号の事業に附帯する事業
- (15) 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業

(本店所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 本会社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、たばこ事業法の規定による公告に関しては、財務省令の定めるところによる。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、80億株とする。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを本会社に請求することができる。

(自己株式の取得)

第 10 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 本会社の株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料は、法令及び本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(住所等の届出)

第 12 条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、その氏名又は名称及び住所を本会社に届け出なければならない。これらに変更があったときも、同様とする。

2 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、本会社に届け出なければならない。これらに変更があったときも、同様とする。

3 第 1 項の規定は、前項の代理人に準用する。

4 第 1 項から第 3 項までの届出をしない者に対しては、そのために生じた損害について、本会社はその責に任じない。

(基準日)

第 13 条 本会社は、毎年 12 月 31 日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主名簿管理人)

第 14 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会が定めて公告する。

3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集及び招集地)

第15条 本会社の定時株主総会は、毎年3月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集する。

2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。

3 株主総会は、これを本店の所在地又はこれに隣接する地において招集する。

(株主総会の議長)

第16条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれに当たる。

2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する株主1名を代理人として、議決権の行使を委任することができる。ただし、政

府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人の1名に議決権の行使を委任することができる。

- 2 株主又はその法定代理人が議決権の行使を委任するには、総会毎にあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会等

（取締役の員数）

第20条 本会社の取締役は、15名以内とする。

（取締役の選任決議）

第21条 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員のため選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役等）

第23条 本会社は、取締役会の決議によって、取締役及び執行役員の中から社長1名、必要に応じて、副社長若干名を選定する。

- 2 本会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から、必要に応じて、会長1名、副会長若干名を選定する。
- 3 取締役会の決議によって、会社を代表する取締役若干名を選定する。
- 4 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。
- 5 副社長は、社長を補佐し、会社の業務を執行する。
- 6 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役又は執行役員がその職務を行う。

（取締役会）

第24条 取締役会は、あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集し、そ

の議長となる。

- 2 会長を選定した場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- 3 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。
- 4 本会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
- 5 取締役会に関するその他の事項は、取締役会で定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第25条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

（執行役員）

第26条 本会社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、その担務を定め、会社の業務を執行させることができる。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第27条 本会社の監査役は、5名以内とする。

（監査役の選任決議）

第28条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議

決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役会）

第30条 監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

第31条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第6章 計 算

（事業年度）

第32条 本会社の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

（期末配当金）

第33条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

2 期末配当金が、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本会社は、支払の義務を免れる。

3 期末配当金には、前項の期間内であっても、利息を付さない。

(中間配当金)

第34条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、中間配当金に準用する。

附 則

(設立に際して発行する株式)

第1条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は、200万株とし、1株の発行価額は、418,200円、1株の発行価額中資本に組入れない額は、368,200円とする。

(設立の際の出資)

第2条 本会社の設立に際し、日本専売公社は、日本たばこ産業株式会社法附則第6条の規定により、別に法律で定めるものを除き、その財産の全部を出資し、その価格は、8,364億円とし、これに対し200万株を割り当てる。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第3条 本会社の最初の取締役及び監査役の任期は、その就任後第1回定時株主総会終結の時までとする。

(設立費用)

第4条 本会社の設立費用は、1,000万円以内とする。

昭和60年3月20日 認可

令和2年3月19日 変更認可